

令和3年（行ケ）第10052号 カット手法を分析する方法 事件 ～発明該当性、自然法則の利用～

- ☑ 前提知識
- ☑ 事件概要
- ☑ 裁判所の判断

第III部 第1章 発明該当性及び産業上の利用可能性

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0100bm.pdf

令和3年（行ケ）第10052号 審決取消請求事件

090806_hanrei

特開2021-037083

[https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2021-](https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2021-037083/852BE461D35CBEB81D9C6C49C361AFBAC19A305E2FE1C4CFA1A5DC7E85533613/11/ja)

[037083/852BE461D35CBEB81D9C6C49C361AFBAC19A305E2FE1C4CFA1A5DC7E85533613/11/ja](https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2021-037083/852BE461D35CBEB81D9C6C49C361AFBAC19A305E2FE1C4CFA1A5DC7E85533613/11/ja)

出願経過

・最初の拒絶理由通知

[経過情報照会 | J-PlatPat \[JPP\]](#)

・前置報告書

[前置報告書 経過情報照会 | J-PlatPat \[JPP\]](#)

・審判請求書

[審判請求書 経過情報照会 | J-PlatPat \[JPP\]](#)

・審決

[審決 経過情報照会 | J-PlatPat \[JPP\]](#)

みなとみらい特許事務所
特許・意匠グループ
T.S

前提知識

<特許法2条1項柱書_発明該当性、自然法則の利用>

特許法における「発明」は、第2条第1項において、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されている。
この定義にいう「発明」に該当しないものに対しては特許が付与されない。

以下の(i)から(vi)までの類型に該当するものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」ではないから、「発明」に該当しない。

- (i) 自然法則自体(2.1.1 参照)
- (ii) 単なる発見であって創作でないもの(2.1.2 参照)
- (iii) 自然法則に反するもの(2.1.3 参照)
- (iv) 自然法則を利用していないもの(2.1.4 参照)
- (v) 技術的思想でないもの(2.1.5 参照)
- (vi) 発明の課題を解決するための手段は示されているものの、その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能なもの(2.1.6 参照)

前提知識

<特許法2条1項柱書_発明該当性、自然法則の利用>

(iv) 自然法則を利用していないもの(2.1.4 参照)

2.1.4 自然法則を利用していないもの

請求項に係る発明が以下の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合は、その請求項に係る発明は、自然法則を利用したものとはいえず、「発明」に該当しない。

- (i) 自然法則以外の法則(例：経済法則)
- (ii) 人為的な取決め(例：ゲームのルールそれ自体)
- (iii) 数学上の公式
- (iv) 人間の精神活動
- (v) 上記(i)から(iv)までのみを利用しているもの(例：ビジネスを行う方法それ自体)

事件の概要

【本訴提起に至るまでの経緯概要】

- ・ 令和元年9月3日：特許出願（特願2019-160189号。「以下「本願」という。」）
- ・ 令和2年6月5日：拒絶査定
- ・ 令和2年9月15日：拒絶査定不服審判（不服2020-12930号）
- ・ 令和3年2月25日：本件補正を認めた上で、「本件審判の請求は成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）
- ・ 令和3年4月14日：本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起

【対象クレーム】

[請求項1]

分析対象者の写真，画像，イラストまたはデッサンから，正面，側面および背面から見た自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルを推定する第1のステップ，

次いで，分析対象セクションを複数のセクションの中から選択する第2のステップ，

次いで，第2のステップで選択したセクションに対して，第1のステップで推定した自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルに基づき

A アウトラインの形成または表情分析

B カットライン分析

C ボリューム位置またはボリュームライン分析

D シルエット形状または表情分析

E パート（分け目）の位置または有無分析

F セクションの幅または形状分析

G フェイスラインとセクション間の継がり方またはセクション間の継がり方分析の中から，前記選択されたセクションに適した少なくとも1つの分析項目の分析を行い，分析結果を得る第3のステップ，

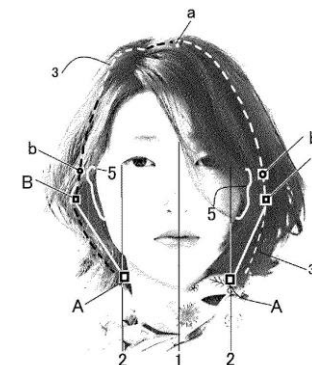
次いで，前記分析結果から，前記カット手法に関する情報を導出する第4のステップによる，

前記選択されたセクションに対して採用されているカット手法分析方法。

重要なポイント：分析を行う主体（誰がその動作を行うか）について、特許請求の範囲の記載に特定がない

再配布禁止

・分析対象者の写真（【図1】）



・カット手法分析について

【0038】

（本分析）

（i）レイヤー、グラデーション、スクエア、セームなどのカットライン

（i i）スライス

（i i i）パネルを取り出す角度（ステム）

（i v）コンケーブなどの特殊なカット

（v）セクションの分け方

などの複数のカット手法に関する情報が組み合わされてカット手法が定まり、カットがなされる。

カット手法は、自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルの形状に影響を与えるため、写真から推定されたナチュラルストレートのヘアスタイルを分析することで、どのようなカット手法が採用されているのか知ることが可能となる。

裁判所の判断

特許法2条1項の「発明」の意義について

特許制度は、新しい技術である発明を公開した者に対し、その代償として一定の期間、一定の条件の下に特許権という独占的な権利を付与し、他方、第三者に対してはこの公開された発明を利用する機会を与えるものであり、特許法は、このような発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする（特許法1条）。

また、特許の対象となる「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」であり（同法2条1項）、一定の技術的課題の設定、その課題を解決するための技術的手段の採用及びその技術的手段により所期の目的を達成し得るという効果の確認という段階を経て完成されるものである。そうすると、請求項に記載された特許を受けようとする発明が、同法2条1項に規定する「発明」といえるか否かは、前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否かによって判断すべきものである。そして、上記のとおり、「発明」が「自然法則を利用した技術的思想の創作」であることからすれば、単なる人の精神活動、意思決定、抽象的な概念や人為的な取り決めは自然法則とはいえず、また、自然法則を利用するものでもないから、直ちには「自然法則を利用した」とものとはいえない。

したがって、請求項に記載された特許を受けようとする発明に何らかの技術的手段が提示されているとしても、その**技術的意義に照らして全体として考察**した結果、その課題解決に当たって、**専ら**、人の精神活動、意思決定、抽象的な概念や人為的な取り決めそれ自体に向けられ、「自然法則を利用した」ものといえない場合には、同法2条1項の「発明」に該当するとはいえない。

裁判所の判断

本願補正発明は、こうした第1のステップないし第4のステップを順次経ることにより、特定のセクションに採用されているカット手法を分析する方法であり、本願補正発明の発明特定事項には、分析の主体が特定されていないことから、**人がこうした分析を行うことは排除されていない**。ちなみに、本願明細書の実施例1（【0026】ないし【0120】）には、「自然乾燥状態のナチュラルストレートとなったヘアスタイルを分析者が推定して、分析を開始する。美容に携わる者であれば、パーマメントがかかっている写真からでも自然乾燥状態のナチュラルストレートのヘアスタイルとなったときのシルエット線のおおよその位置を容易に推定できる。なお、実施例の以下の分析は、特に断りがなくとも、分析者により推定された自然乾燥状態のナチュラルストレートとなったヘアスタイルを用いて行われる。」（【0026】）との記載があり、**人がこうした分析を行うことが想定されているといえる**。

（中略）

本願補正発明にはこうした**推定的手段に関する特定がない**ことからすると、分析者の毛髪の知識や経験から分析対象者の写真等を見て自然乾燥ヘアスタイルを推定することになるといえる。そうすると、本願補正発明には、**人である分析者が**、分析対象者の正面、側面及び背面の写真を見て、分析者の毛髪の知識や経験を踏まえて、自然乾燥ヘアスタイルを分析者の頭の中で**推定することを発明特定事項に含む**ものであり、こうした推定を含む第1のステップは、仮に、分析者の頭の中で行う分析の過程で利用する毛髪の知識や経験に自然法則が含まれているとしても、**分析者の頭の中で完結するステップである以上、分析者の精神的活動そのものであって、自然法則を利用したものではない**。

裁判所の判断

本願明細書には、予備分析を含め、分析すべき特徴をデータベース化し、また、完全機械化も可能であることが開示されているから、第2のステップないし第4のステップを人が行うことを前提として全体として自然法則を利用した発明ではない旨の本件審決の判断は誤りである旨主張するが、前記(1)のとおり、本願補正発明においては、人がこうした分析を行うことは排除されておらず、人がこれらのステップに従って分析を行うことは人の精神活動そのものであることは既に繰り返し説示したとおりであるから、上記主張は当を得ない。

(中略)

全体として考察すると、**分析者が**、頭髪の知識等を利用して自然乾燥ヘアスタイルを推定し（第1のステップ）、分析の対象となる頭部の領域を選択し（第2のステップ）、セクションに適した分類項目の中から分析者が推定した分析対象者のヘアスタイルを分類し（第3のステップ）、この分類に対応するカット手法の分析を導出する（第4のステップ）ことを、**頭の中ですべて行うことが含まれるものである以上**、仮に、分析者が頭の中で行う分析の過程で利用する頭髪の知識や経験に自然法則が含まれているとしても、**専ら人の精神的活動によって前記1(1)で認定した課題の解決することを発明特定事項に含むものであって**、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であるとはいえないから、**特許法2条1項に規定する「発明」に該当するものとはいえない。**

まとめ



分析者が頭の中ですべての処理を行う形態が含まれるような特許請求の範囲の記載であると、特許法2条1項に規定する「発明」に該当するものとはいえないと判断される可能性がある。



他事務所分析

本件に即して「自然法則を利用した」というためには、例えば自然乾燥状態のヘアスタイルの推定という分析を、機械学習プログラムを含むコンピュータ等の具体的な技術的手段を用いて行うといった関係が発明特定事項として特定される必要があった。

参考：https://www.int-lawpat.jp/wp-content/uploads/sites/3/2022/02/2022%E5%B9%B4%E6%9C%88%E5%8F%B7_P437-39_%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9%E5%88%A4%E4%BE%8B%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9.pdf



実務的視点

拒絶査定不服審判請求時に、動作の主体に人が含まれないよう、コンピュータが処理を行うことを特定する補正をするべきであった。

また、動作の主体がコンピュータである形態についての記載を、明細書に充実させるべきであった。